

認可保育園・認可外保育園・放課後児童クラブ
利用保護者 様

八重瀬町長 新垣 安弘
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る保育所等の登園自粛要請（限定保育）の解除について

各ご家庭の厳しい状況にも関わらず本町の保育行政へのご理解・ご協力及び感染拡大防止対応等にご尽力いただき感謝申し上げます。

令和 3 年 9 月 8 日付け八重児 948 号により通知しておりました「新型コロナウイルス感染症に係る保育所等の登園自粛要請（限定保育）の再延長について」につきまして、国の緊急事態宣言が解除されることや八重瀬町内の感染状況を踏まえ解除とし、令和 3 年 10 月 1 日より通常保育を再開いたします。

保育所等での感染拡大防止のため引き続き、以下の点についてご協力をお願いします。

【同居の親族等に感染者が生じた場合の施設利用】

○園児・児童本人が濃厚接触者特定や濃厚接触者疑い（同居家族等の感染が判明している場合で保健所からの連絡が来ない期間）の場合や保健所から自宅待機（健康観察）期間の指示がある場合は、その期間のご利用はできません。

【同居の親族等に濃厚接触者特定があった場合の施設利用】

○同居親族等の PCR 検査結果が陰性と分かった場合は、利用可とはなりますが、ご家庭でお子様を保育することができる状態の場合は、家庭保育の協力をお願い致します。

【その他のお願い】

- 園児・児童の毎日の健康観察の確実な実施（登園する前の検温）。
- 園児・児童及びその家族等の近親者が風邪症状などによる体調不良時は確実に登園を控える。（目安 37.5℃：個人の平熱を十分に配慮）
- 園児及びその家族で新型コロナウイルス感染症の感染情報や濃厚接触者情報等がある場合は、園への報告を徹底する。
- 保護者様のお仕事がお休みの日やご家庭でお子様を保育できる場合は、家庭保育の協力をお願いします。
- 新型コロナウイルス感染症のワクチン接種がまだの方（接種対象者）は、接種についてご検討をお願いします。

【保育園保育料及び放課後児童クラブ保育料の減免】

- 認可保育園の 8、9 月に登園自粛等にご協力いただきました日数につきましては、11 月分以降の保育料へ充当します。また、7 月に新型コロナウイルス感染症に罹患及び濃厚接触者に特定され、登園を控えた園児の保育料につきましても 11 月分以降の保育料へ充当します。減免計算が終わりましたら通知書を配布します。
- 認可外保育園に関しては、後日案内します。
- 放課後児童クラブより返還した日割り保育料については、町より財政支援を行います。

※本通知は令和 3 年 9 月 28 日時点のものとなり今後変更になる場合がございます。